

宮城県地域年金事業運営調整会議設置要綱

(目的・設置)

第1条 宮城県民の年金制度に対する理解をより深め、制度加入及び保険料納付に結び付けるため、地域・教育・企業などの地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」(以下「地域年金展開事業」という。)を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を超えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、仙台東年金事務所に宮城県地域年金事業運営調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- (2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- (3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

(委員の構成)

第3条 調整会議の構成員(以下「委員」という。)は、別添のとおりとし、仙台東年金事務所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、期間は翌年度の3月31日とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、委員長が召集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の調整会議出席謝金及び旅費)

第7条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第8条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を仙台東年金事務所地域調整課に置く。

(その他)

第9条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

2 その他調整会議の運営に関し必要な事項は、仙台東年金事務所長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成26年 4月23日から施行する。

この要綱は、平成28年 2月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 7月 1日から施行する。この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は第5条1項の規定に関わらず、仙台北年金事務所長が参考を求め、県内の年金事務所長または事務センター長がその議長となる。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。この要綱の施行の日以後に開かれる会議は平成28年 7月 1日の附則に関わらず、第5条1項の規定のとおり取り扱う。

この要綱は、平成29年11月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 7月 17日から施行する。

この要綱は、令和 元年 7月 18日から施行する。

(別添)

宮城県地域年金事業運営調整会議委員

宮城県代表年金事務所長は、関係機関（団体）に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められる者を選定のうえ委嘱する。

[学識経験者]

(1) 原田 善教 東北学院大学

[官 公 庁]

(2) 長澤 徹 厚生労働省東北厚生局

(3) 鎌田 直人 宮城県保健福祉部

(4) 長瀬 清文 宮城県市長会

(5) 荒木 澄子 宮城県町村会

[教育関係]

(6) 伊藤 俊 宮城県教育庁

(7) 小林 裕介 宮城県高等学校長協会

[関係団体]

(8) 藤代 哲也 全国健康保険協会宮城支部

(9) 稲妻 敏行 宮城県商工会連合会

(10) 馬場 義晴 一般財団法人 宮城県社会保険協会

(11) 大山 邦夫 宮城県年金協会

(12) 佐藤 大二郎 宮城県社会保険労務士会

(13) 佐藤 憲康 宮城県商工会議所連合会

資料 1-①

[年金委員]

(14) 渡邊 守 宮城県社会保険委員会連合会

[報道関係者]

(15) 赤坂 正弘 株式会社 東日本放送

(16) 右川 正宏 株式会社 河北新報社

宮城県地域年金事業運営調整会議運営要領

1 協議（審議）事項

(1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有

(2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対するご意見・助言

(3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

2 開催

調整会議は、原則、7月と1月の年2回とし、委員長が召集を求め開催する。ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ隨時開催することができる。

3 議事録等の取扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録又は議事要旨を事務局が作成する。なお、議事録又は議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

4 その他

事務局は、調整会議において提起された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適時各委員へ報告する。